

令和4年度

多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況

多摩六都科学館組合

令和4年度多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員数の状況（令和4年4月1日現在） （単位：人）

区分	職種	職員数
固有職員	一般行政職	4（1）

（注）（ ）内は、再任用職員数で外書きした数です。

2 職員の採用状況 （単位：人）

区分	人数
固有職員	0（1）

（注）（ ）内は、再任用職員数で外書きした数です。

3 昇任者の状況（令和4年4月1日） （単位：人）

職名 （昇任後）	課長級	課長補佐級	主査級	主任級
	0	0	0	0

4 退職者の状況（令和4年度退職者） （単位：人）

区分	人数			
	定年	普通	その他	計
固有職員	0	1	0	1

5 部門別職員数の状況 （単位：人）

区 分 部 門	職員数		対前年 増減数	
	令和3年	令和4年		
一般行政部門	総務	4 (6)	4 (6)	0 (0)
	議会（全て兼務）	4	4	0

- （注） 1 地方公共団体定員管理調査において報告した職員数です（各年4月1日現在）。
 2 職員数は、一般職に属する職員数で、短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除きます。
 3 （ ）内は、条例定数の合計です。

6 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在） （単位：人、%）

年齢区分	31歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1	0	0	1	1	0	1	0	0	4
構成比	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0

（注） 地方公務員給与実態調査において報告した職員数です。

7 職員数の推移

(単位：人)

区分	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間の 増減数(率)
職員数	4	4	4	4	4	4	0(0.0%)

(注) 各年における地方公共団体定員管理調査において報告した職員数です。

II 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 令和3年度 人件費率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	446,003	15,068	37,651	8.4	8.9

※ 人件費とは、一般職員に支給される給与や、管理者、議員、各種委員などの特別職に支給される報酬のほか、社会保険料の事業主負担分である共済費などの経費の合計をいいます。

(2) 職員給与費の状況

職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当り給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 4	千円 16,966	千円 4,372	千円 6,257	千円 27,595	千円 6,899

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.7歳	343,600円	424,532円

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		多摩六都科学館組合	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	総合職 186,700円 一般職 182,200円
	高校卒	145,600円	145,600円	150,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	事務局長	0人	0.0%	494,000円	526,700円
4級	事務局次長、課長	1人	25.0%	284,500円	455,000円
3級	課長補佐、主査	1人	25.0%	227,300円	415,100円
2級	主任	1人	25.0%	202,600円	362,500円
1級	主事	1人	25.0%	148,300円	324,300円

(注) 1 多摩六都科学館組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 人事評価の実施状況

地方公務員法第23条の2に基づき、管理職は毎年4月1日、一般職は毎年11月1日を評定基準日として人事評価を実施しています。

② 昇給への勤務成績の反映状況

現在、昇給に勤務成績は反映していませんが、反映に向けて検討しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多摩六都科学館組合	東京都	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,251千円	—	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 2.15月分 (1.05月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 2.15月分 (1.05月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 人事評価の実施状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、管理職は毎年4月1日、一般職は毎年11月1日を評定基準日として人事評価を実施しています。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

現在、勤勉手当に勤務実績は反映していませんが、反映に向けて検討しています。

(2) 地域手当

支給実績（4年度決算）			2,703千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			540,600円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全市域	15%	5人	15%

(3) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	6千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	1千円
支給実績（3年度決算）	5千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	1千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(4) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,000円 子 9,000円 その他の親族 6,000円 特定期間加算 4,000円	異	支給単価	108千円	108千円
住居手当	年度末年齢 35歳未満の 借家・借間居住者である 世帯主など 15,000円	異	支給対象及び単価	0千円	0千円
通勤手当	交通機関 1か月当たりの支給 限度額 55,000円 交通用具 通勤距離に応じて支給	異	支給単価	607千円	152千円
管理職手当	局長級 99,000円 局次長級 84,000円 課長級 79,000円	異	支給単価	948千円	948千円

5 特別職の報酬の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	報酬月額
管 理 者	26,000 円
副管理者	23,000 円
理 事	19,000 円
監査委員	
識見を有する者	16,000 円
議会選任者	8,000 円
議 長	12,000 円
副 議 長	10,000 円
議 員	9,000 円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間、休憩時間の状況（令和4年4月1日現在）

区分	勤務時間		休憩時間
	始業時刻	終業時刻	
全職員	午前9時00分	午後5時45分	午後0時30分～午後1時30分

2 年次有給休暇の取得状況（令和4年1月1日～同年12月31日）

区分	全対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	消化率
全職員	2人	60.9日	24.7日	12.4日	40.6%

（注）1 全対象職員数は、対象期間の全期間を在職した一般職に属する常勤職員に限ります。

3 病気休暇、介護休暇の取得状況（令和4年1月1日～同年12月31日）

区 分	病気休暇	介護休暇
男性職員	0人	0人
女性職員	0人	0人
合計	0人	0人

4 育児休業等の取得状況（令和4年1月1日～同年12月31日）

区 分	育児休業	部分休業	育児 短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人

5 特別休暇の制度

種 類	期 間
公民権行使等休暇	必要と認められる期間
骨髄液等提供休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1の年において5日の範囲内の期間
結 婚 休 暇	連続する7日の範囲内の期間
妊 婦 通 勤 時 間	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内の時間
母子保健健診休暇	必要と認められる時間
妊 娠 出 産 休 暇	出産の前後連続する16週間以内の期間
育 児 時 間	1日2回それぞれ45分以内の時間
出 産 支 援 休 暇	出産のため入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
育 児 参 加 休 暇	出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（ただし、養育の必要がある子がある場合には、妻の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間）における5日の範囲内の期間
子 の 看 護 休 暇	1の年において5日の範囲内の期間（ただし、養育する子が複数いる場合は10日の範囲内の期間）
生 理 休 暇	必要と認められる期間
忌 引 休 暇	親族に応じて付与される連続する日数の範囲内の期間
父 母 の 追 悼 休 暇	1日の範囲内の期間
夏 季 休 暇	1の年の7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間
永 年 勤 続 休 暇	勤続20年に達した職員…4日、勤続30年に達した職員…6日
災 害 休 暇	連続する7日の範囲内の期間
事 故 休 暇	必要と認められる期間
危 険 回 避 休 暇	必要と認められる期間
感 染 症 予 防 休 暇	必要と認められる期間
短 期 の 介 護 休 暇	1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が複数いる場合には、10日の範囲内の期間）

IV 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員がある一定の事由により、その職責を十分に果たすことができない場合、或いは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、公務能率の維持及び向上を図るために行われる処分です。

(単位：人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	2

(単位：人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の法令違反などの一定の義務違反に対して道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持するために行われる処分です。

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務違反、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

V 職員の服務の状況

服務とは、地方公務員法第30条にて、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、根本基準が規定され、この具体的な規定として、同法第31条から第38条に服務上の義務が定められています。

(単位：人)

根拠規定	区 分	違反者
地方公務員法 第31条	服務の宣誓	0
〃 第32条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	0
〃 第33条	信用失墜行為の禁止	0
〃 第34条	秘密を守る義務	0
〃 第35条	職務に専念する義務	0
〃 第36条	政治的行為の制限	0
〃 第37条	争議行為等の禁止	0
〃 第38条	営利企業等の従事制限	0

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況

① 東京都市町村職員研修所派遣研修

受講者数：0人

② 各種研修

受講者数：0人

(2) 職員の勤務成績の評定状況

○根拠となる条例、規則、規程

「多摩六都科学館組合職員の人事考課に関する規程」

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福祉

① 健康診断等実施状況

項目	実施時期	対象者（人）	受診者（人）
定期健康診断	令和4年10月18日、 10月19日	常勤 4	2 人間ドック 0
		非常勤 1	0 人間ドック 1
胃検診		希望職員	0
大腸がん検診		希望職員	1
肺がん検診		40歳以上の希望職員	0
前立腺がん検診		50歳以上の男性希望職員	0

② 公務災害発生状況

(単位：件)

区分	業務災害	通勤災害	合計
公務災害（常勤職員）	0	0	0
公務災害（非常勤職員）	0	0	0
労働災害（非常勤職員）	0	0	0
合計	0	0	0

2 利益の保護の状況

(東京都市町村公平委員会)

職員の勤務条件に関する措置要求や、職員に対する不利益処分についての審査請求などを審査し、必要な措置を講ずるための委員会で、当組合は東京都市町村公平委員会の共同設置団体です。

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求すること、また、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関し、不服申し立てをすることができます。

区 分	件数
勤務条件に関する措置要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

Ⅷ 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

令和4年度の職員採用試験はありません。

(2) 昇任試験

令和4年度の職員昇任試験はありません。

IX 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行及び住民の信頼を確保するため、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、離職後に営利企業等に再就職した元職員による離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員に対する契約等事務についての働きかけが禁止されました。また、現職職員が元職員から禁止される働きかけを受けたときは、公平委員会に届け出なければいけません。

令和4年度退職者数：1人